

住宅防音工事標準仕方書

令和7年12月
防衛省地方協力局

住宅防音工事標準仕方書 目次

| | 頁 |
|-----------------------|----|
| 共通事項 | 1 |
| 1. 根拠 | 1 |
| 2. 適用 | 1 |
| 3. 材料及び工法の選定 | 1 |
| 4. 図書の作成 | 1 |
| 設計計画基準 | 2 |
| 防音工事 | 2 |
| 1 節 通則 | 2 |
| 2 節 防音計画 | 2 |
| 3 節 空気調和計画 | 2 |
| 4 節 標準工法 | 5 |
| 5 節 機能復旧工事 | 9 |
| 工事仕様書 | 11 |
| 1 章 一般共通事項 | 11 |
| 総則 | 11 |
| 2 章 木工事 | 16 |
| 壁及び天井下地 | 16 |
| 3 章 左官工事 | 18 |
| 1 節 モルタル塗り | 18 |
| 2 節 しっくい塗り | 18 |
| 3 節 繊維壁塗り | 19 |
| 4 章 建具工事 | 21 |
| 1 節 性能 | 21 |
| 2 節 アルミニウム製及び樹脂複合建具工事 | 23 |
| 3 節 硬質ポリ塩化ビニル製建具工事 | 25 |
| 4 節 養生、清掃及び管理 | 26 |
| 5 節 ガラス | 27 |
| 5 章 内外装工事 | 28 |
| 合板、吸音材、せっこうボード及びその他 | 28 |
| 6 章 換気設備工事 | 29 |
| 1 節 換気設備機器 | 29 |
| 2 節 取付け、その他 | 29 |
| 7 章 冷暖房設備工事 | 31 |
| 1 節 一般事項 | 31 |
| 2 節 機器仕様 | 31 |
| 3 節 取付け、その他 | 32 |

共 通 事 項

1. 根 拠 本仕方書は、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」（平成22年防衛省訓令第10号）第5条の規定に基づき定めたものである。

2. 適 用 本仕方書は令和7年度以降に防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する第一種区域を指定した防衛施設に係る当該第一種区域の指定の効力発生の日から適用する。補助事業者が行う実施設計に当たっては、本仕方書によるものとし、本仕方書から該当する事項を選出の上、特記仕様書を作成する。ただし、特別な事情により、本仕方書により難しい事項については、補助事業者が地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）と協議する。

3. 材料及び工
法 の 選 定 補助事業者は、本仕方書において性能等の指定のある防音材料又は防音工法（以下「防音材料等」という。）については、選定採用された防音材料等を用いて防音工事を行うものとする。
防音材料等の選定採用に当たっては、公的試験所、研究所等において、それぞれに定められた性能基準等に適合すると認められたものを別に定めるところにより選定採用する。

4. 図書の作成 補助事業者が作成する本仕方書に基づく工事の設計図書及び関係書類は、全て横書きとし、日本産業規格（J I S）A列4番の大きさを左綴じで製本する。

設計計画基準

防音工事

1 節 通則

1.1.1

基本事項

本仕方書は、防衛施設周辺における住宅防音工事の実施について必要な事項を定めたものである。

2 節 防音計画

1.2.1

計画防音量

住宅防音工事の対象となる住宅（以下「住宅」という。）の所在する区域の航空機騒音の程度に応じ、居室において、次に示す計画防音量を目標として設計する。

| 区域の区分 | 計画防音量 | 工法名称 |
|--------------------------------|---------|---------|
| Lden66 デシベル以上の区域 | 26dB 以上 | L I 工法 |
| Lden62 デシベル以上 Lden66 デシベル未満の区域 | 19dB 以上 | L II 工法 |

※ 計画防音量は、500Hz のオクターブバンドの中心周波数における総合透過損失を標準とする。

1.2.2

防音区画

家屋全体を防音構成上一つの区画となるように計画する。

1.2.3

各部位ごとの防音計画

屋根、天井、壁及び開口部等の防音計画上重要な部位については、その構造、材料等の遮音特性、面積等を十分考慮し、1.2.1 の計画防音量を目標として、防音計画を作成する。

なお、標準的に使用すべき材料等の仕様、性能等については、工事仕様書に準拠する。

3 節 空気調和計画

1.3.1

換気計画

(1) 居室

ア 給排気は、壁又は天井等を利用して設置した換気装置により行う。

イ 防音対象の各居室には、有効な換気ができる場所に熱交換機能を有する強制同時給排気式居室用換気装置(北海道地区にあっては、排湿機能を有するものとする。以下「居室用換気装置」という。)を取り付ける。

ウ 居室用換気装置の有効換気量は、次を標準とする。

| | |
|-------------|----------------------|
| リビング等の換気装置 | 80 m ³ /h |
| 夫婦寝室等の換気装置 | 40 m ³ /h |
| その他の居室の換気装置 | 20 m ³ /h |

※調理室（台所）を併用する居室については、レンジ用換気装置で代用することができる。

エ 24時間換気等の理由により防音対象の各居室に、現に居室用の換気装置が設置されている場合は、イの規定によることなく、家屋全体で換気計画を行う。この場合、家屋全体の有効換気量を80 m³/h以上となるように計画し、当該換気装置については、次のとおり防音フードの設置等防音上有効な対策をとることとする。ただし、リビング等（レンジ用換気装置で代用した場合を除く。）には家屋全体での換気計画とは別にイ及びウの規定により居室用換気装置を設置する。

[防音フードの設置等の要・不要]

| 現に設置されている居室用の換気装置 | LI工法 | LII工法 |
|-------------------|------|-------|
| 熱交換同時給排型換気扇 | 不要 | 不要 |
| 非熱交換同時給排型換気扇 | 不要 | 不要 |
| パイプ用ファン | 要 | 不要 |
| 自然給気口 | 要 | 不要 |

オ 襖、障子その他随時開放することができるもので仕切られた防音対象の居室2室については、居室用換気装置の設置台数を1台とする。

カ 調理室(台所)を併用する居室については、既存のままとする。ただし、既設のレンジ用換気装置が適切な換気量を確保できない場合は、有効なレンジ用換気扇を取り付ける。

(2) 居室以外

既設のまま、ただし、プロペラファン等の大開口の換気装置が設置されている場合は、パイプファンに交換する。

1.3.2

冷暖房計画

(1) 冷暖房計画は、原則として次により実施する。

| 冷暖房計画 | 適用地域 | 冷暖房設備機器 |
|-------|--------------------------|---|
| 暖房 | I. 北海道 青森県 | 灯油焚密閉式石油ストーブ（以下「FF」という。） |
| 冷暖房 | II. I及びIII を除く都 府県 | 住宅用セパレート型空気熱源ヒートポンプ式エアコンディショナ(以下「AC」という。) |
| 冷房 | III. 沖縄県 | 住宅用セパレート型空冷式エアコンディショナ（以下「CL」という。） |

なお、北海道及び青森県については、ACを設置する場合は、FFの価格と比較して安価なほうを上限額として設置することができる。

また、沖縄県については、ACを設置する場合は、CLの価格と比較して安価なほうを上限額として設置することができる。

- (2) 室内設計温度の基準は、原則として、夏期については27℃とし、冬期については、北海道及び青森県は22℃、それ以外の都府県20℃とする。
- (3) 冷暖房設備を設置する居室は、LI工法4室、LII工法2室の範囲内で決定する。ただし、現に冷暖房設備機器が設置されている場合、当該居室は、冷暖房設備対象室から除外する。

なお、住宅防音工事の対象室となる居室に煙突ストーブがある場合は、撤去するものとする。

| 冷暖房設備対象室 | LI工法 | LII工法 |
|-----------------------|------|-------|
| 1室の工事 | 1室 | 1室 |
| 2室（防音工事実施済居室を含む）の工事 | 2室 | |
| 3室（防音工事実施済居室を含む）の工事 | 3室 | 2室 |
| 4～5室（防音工事実施済居室を含む）の工事 | 4室 | |
| 6室以上（防音工事実施済居室を含む）の工事 | | |

※ 冷暖房設備対象室が6室以上(防音工事実施済居室を含む)の工事かつ世帯人員が5人以上の場合は、LI工法5室、LII工法3室の範囲内で決定する。

- (4) 屋外機の設備については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）を配慮し計画する。
- (5) 冷暖房機器の能力は、居室の広さにより原則として次のとおりとする。

| 機種 | 区分 | 機器能力 | | | | | | |
|-----------------|-----------------|--------|---------|------|---------|------|---------|------|
| | | 名称 | H-1 | H-2 | H-3 | | | |
| 暖房機 | 居室の広さ | 名称 | H-1 | | H-2 | | H-3 | |
| | | 能力(kw) | 3.7～4.2 | | 4.8～5.6 | | 6.3～7.0 | |
| | 16.2㎡未満 | | ○ | | | | | |
| | 16.2㎡以上 22.6㎡未満 | | | | ○ | | | |
| 冷暖房機 | 居室の広さ | 名称 | HP-1 | HP-2 | HP-3 | HP-4 | HP-5 | HP-6 |
| | | 能力(kw) | 2.2 | 2.5 | 2.8 | 3.6 | 4.0 | 5.6 |
| | 9.7㎡未満 | | ○ | | | | | |
| | 9.7㎡以上 12.9㎡未満 | | | | ○ | | | |
| | 12.9㎡以上 16.2㎡未満 | | | | ○ | | | |
| | 16.2㎡以上 19.4㎡未満 | | | | | | ○ | |
| | 19.4㎡以上 22.6㎡未満 | | | | | | ○ | |
| 22.6㎡以上 29.1㎡未満 | | | | | | ○ | | |

| | 居室の広さ | 名称 | C-1 | C-2 | C-3 | C-4 | C-5 | C-6 |
|-----|---|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 能力(kw) | 2.2 | 2.5 | 2.8 | 3.6 | 4.0 | 5.6 |
| 冷房機 | 9.7 m ² 未満 | | ○ | | | | | |
| | 9.7 m ² 以上 12.9 m ² 未満 | | | ○ | | | | |
| | 12.9 m ² 以上 16.2 m ² 未満 | | | | ○ | | | |
| | 16.2 m ² 以上 19.4 m ² 未満 | | | | | ○ | | |
| | 19.4 m ² 以上 22.6 m ² 未満 | | | | | | ○ | |
| | 22.6 m ² 以上 29.1 m ² 未満 | | | | | | | ○ |

なお、上表により難しい場合は、必要に応じ熱負荷計算を行い適正な容量の機器を設置する。

4 節 標準工法

1.4.1 工 法

住宅防音工事の実施に当たっては、表面見掛かり部分においては、原状復旧を原則とし、その標準的な工法は表 1.4.1 のとおりとする。

ただし、当該住宅の各部位において工事の省略を行っても 1.2.1 及び 3 節を十分に満足する場合は、その部位又はその一部の工事を省略することができる。

また、標準工法に記載のない材料及び工法を一部又は全部に採用する場合には、材料の性能、工法の適否、組合せの良否等を十分検討の上、採用する。

表 1.4.1 標準工法例（木造系）

| 工法区分 施工部位 | L I 工 法 | L II 工 法 |
|--------------------|---|--|
| 屋 根 外 壁 (居室) | <p>○既存のまま</p> <p>【外壁外面施工】</p> <p>○湿式工法(モルタル、しっくい及びプラスター塗等)</p> <p>既存仕上を撤去の上、吸音材厚 100+左官外壁下地材+下地材(胴縁等)+左官外壁仕上厚 20(モルタル塗りシン吹付、しっくい塗及びプラスター塗等)</p> <p>○乾式工法(窯業系及び金属系サイディング、板張等)</p> | <p>○同左</p> <p>○既存のまま</p> <p>著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上材等で補修する。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>外 壁 (居室以外)</p> <p>内部間仕切壁 (居室)</p> <p>内部間仕切壁 (居室以外)</p> <p>天 井 (居室)</p> | <p>既存仕上を撤去の上、吸音材厚100+下地材(胴縁等)+せっこうボード厚9.5+外壁仕上材(窯業系及び金属系サイディング、板張等)</p> <p>【外壁内面施工】</p> <p>○湿式工法(繊維、プラスター及びしっくい塗等)</p> <p>既存仕上を撤去の上、吸音材厚100+下地材(胴縁等)+左官壁下地材+左官内壁仕上材(繊維、プラスター及びしっくい塗等)</p> <p>○乾式工法(化粧合板及び壁紙張等)</p> <p>既存仕上を撤去の上、吸音材厚100+下地材(胴縁等)+せっこうボード厚9.5+内壁仕上材(化粧合板及び壁紙張等)</p> <p>○既存のまま</p> <p>ただし、居室と間仕切られていない場合は、居室に準じた防音工事を施す。</p> <p>○既存のまま</p> <p>ただし、天井取合部分及び防音上有害な亀裂、隙間がある場合は、同一仕上げ材等で補修する。</p> <p>○既存のまま</p> <p>○最上階</p> <p>(1)天井仕上：化粧せっこうボードの場合</p> <p>既存天井を撤去の上、吸音材厚100+下地材(野縁等)+せっこうボード厚9.5+化粧せっこうボード厚9.5(竿縁、目透し及び洋室用天井等)</p> <p>(2)天井仕上：合板張及び紙張等の場合</p> <p>既存天井を撤去の上、吸音材厚100+下地材(野縁等)+普</p> | <p>○既存のまま</p> <p>○既存のまま</p> <p>○同左</p> <p>○既存のまま</p> <p>ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上材等で補修する。なお、既存に天井がない場合は、有効な防音工事を施す。</p> |
|---|--|--|

| | | |
|----------------|--|-----------------------|
| | <p>通硬質せっこうボード厚 9.5+天井仕上材(合板及び壁紙張等)</p> <p>○最上階以外 既存のまま ただし、壁取合部分及び著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上げ材等で補修する。</p> <p>○その他 既存に天井がない場合、又は天井の仕上の程度が計画防音量を満足しないおそれのある場合は、有効な防音工事を施す。</p> | <p>○同左</p> <p>○同左</p> |
| 天井 (居室以外) | <p>○既存のまま ただし、居室と間仕切られていない場合は、居室に準じた防音工事を施す。</p> | <p>○既存のまま</p> |
| 床 | <p>○既存のまま ただし、居室において、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、有効な防音工事を施す。</p> | <p>○同左</p> |
| 外部開口部 | <p>○工事仕様書 4 章に規定する建具を取付ける。 ただし、間仕切られていない居室以外の場合は、居室に取付ける建具に準じた性能の建具を取り付ける。</p> | <p>○同左</p> |
| 内部開口部 | <p>○既存のまま ただし、居室以外と居室間の内部建具が障子のときは、ガラス戸等に交換する。</p> | <p>○既存のまま</p> |
| 換気装置 (居室) | <p>○有効な換気装置を取付ける。</p> | <p>○同左</p> |
| 換気装置 (居室以外) | <p>○住宅に併設される事務所・店舗部分(使用用途が物置、車庫等を除く。)については、居室と同様に、設置の対象とすることができる。その他は既存のまま ただし、プロペラファン等の大開口の換気装置が設置されている場合</p> | <p>○同左</p> |

| | | |
|----------------------|--|-----------------------|
| <p>冷暖房設備 その他</p> | <p>は、パイプファンに交換する。</p> <p>○1.3.2 冷暖房計画による。</p> <p>○防音区画については、専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室、事務所・店舗その他の居室以外の区画と居室を一つの区画となるように計画する。</p> <p>ただし、事務所・店舗部分（使用用途が物置、車庫等を除く）においては、住宅部分との間に内部開口部がある場合に限る。</p> <p>○住宅に併設される事務所・店舗部分（使用用途が物置、車庫等を除く）は、居室と同様に、冷暖房機器の設置の対象とすることができる。</p> <p>なお、設置台数は、1.3.2 冷暖房計画の範囲内による。</p> <p>○その他防音工事に伴う必要な工事を施す。</p> | <p>○同左</p> <p>○同左</p> |
|----------------------|--|-----------------------|

表 1.4.1 標準工法例（鉄筋コンクリート造系）

| <p>工法区分 施工部位</p> | <p>L I 工 法</p> | <p>L II 工 法</p> |
|------------------------|------------------------------|--|
| <p>屋 根</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>内 外 壁</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>内部間仕切壁</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>天 井</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>床</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>外部開口部</p> | <p>○工事仕様書4章に規定する建具を取付ける。</p> | <p>○同左</p> <p>ただし、玄関建具が芯材を使用した両面フラッシュドアの場合は既存のまま</p> |
| <p>内部開口部</p> | <p>○既存のまま</p> | <p>○同左</p> |
| <p>換気装置 (居室)</p> | <p>○有効な換気装置を取付ける。</p> | <p>○同左</p> |
| <p>換気装置 (居室以外)</p> | <p>○木造系に準ずる。</p> | <p>○同左</p> |

| | | |
|-------|------------------|-----|
| 冷暖房設備 | ○1.3.2 冷暖房計画による。 | ○同左 |
| その他 | ○木造系に準ずる。 | ○同左 |

(備考)

- (1) 「木造系」とは、木造及び鉄骨造をいい、「鉄筋コンクリート造系」とは、鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造をいう。
- (2) 標準的に使用すべき材料等の仕様及び性能等については、工事仕様書に準拠する。

5節 機能復旧工事

1.5.1

実施基準

(1) 空気調和機器機能復旧工事

防音工事により設置された冷暖房設備機器及び換気装置（以下「空気調和機器」という。）が、現にその機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器に対して実施するものとする。

(2) 防音建具機能復旧工事

防音工事により外部開口部に設置されたアルミニウム合金製気密建具、硬質ポリ塩化ビニル製建具、玄関用建具及び外郭防音工事実施時に設置した芯材を使用した両面フラッシュドア（当時、既存使用することとしたドアを含む。）（以下「防音建具という。」）が、現にその機能の全部又は一部を保持していない防音建具に対して実施するものとする。

1.5.2

復旧計画

(1) 機能復旧工事は、可能な限り附属器具を設けるなどにより住宅本来の貫通、はつり、撤去等の建築工事が生じないような工法を採るよう努めるものとする。

ただし、汚損、き損等を生ずることが避けられない場合は、従前の仕上げに準じて必要最小限の補修を行うものとする。

(2) 空気調和機器及び防音建具（以下「空調機等」という。）の取付位置は、住宅防音工事後の事情変更により従前と同一の位置に取り付けることが不適当な場合又は従前の取付位置を変更することが空調機等の老朽化対策上有効と判断される場合は、有効な位置に適切に設置するものとする。

(3) 襖、障子その他随時開放することができるもので仕切られた防音対象居室2室の居室用換気装置については、1台に限り新設するものとする。

(4) 技術基準上必要となる工事については、これを含めて実施するものとする。

1.5.3

空調機等別事項

(1) 暖房機

住宅防音工事により設置した機器本体及び給排気筒を撤去の上、新設するものとする。

(2) 冷暖房機及び冷房機

ア 屋内機及び屋外機並びにこれらを連結する配管及び切替ユニット等で構成され、一体的なシステムとなっているため、原則としてすべて撤去の上、新設するものとする。

イ 屋外機の設置に伴い住宅防音工事により設置していた架台、ボルト等は、原則として基礎部分から撤去の上、新設するものとする。

(3) 空調換気扇及びレンジ用換気装置

ア 棚置型空調換気扇又は壁埋込型空調換気扇については、壁掛型空調換気扇に新設するものとする。

イ 原則として機器本体及びウェザーカバーを撤去の上、新設するものとする。ただし、付属器具を使用する。

ウ 延長配管については、既存のものを使用した施工が不可能な場合に、延長配管を新設するものとする。

(4) 防音建具

ア 部品の交換については、当該部品を撤去の上、新設するものとする。

イ 建具本体については、枠及び障子で一体的に構成されていたため、建具本体の取替えに当たっては原則として枠及び障子を撤去の上新設するものとし、建具廻りの補修は必要最小限とする。

工事仕様書

1章 一般共通事項

総則

1.1.1

適用範囲

- (1) 住宅の防音工事に当たっては、本仕様書を標準とする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)」等に準拠する。
- (3) 各工事において、他の工事と関連のある事項については、それぞれ該当工事の記載事項を参照する。

1.1.2

設計図書

- (1) 設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。)をいう。
- (2) 設計図書の優先順位は、次のとおりとする。
 - 第1位 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - 第2位 特記仕様書
 - 第3位 図面
 - 第4位 標準仕方書

1.1.3

係員

この仕様書でいう「係員」とは、監理を行う建築士又はその補助者とし、この工事仕様書に基づき係員が実施する現場代理人に対する指示、承認及び検査等はすべて監理を行う建築士の権限と責任によって行い、係員はその指示等の事項や内容を記載した文書を作成するものとする。

現場代理人は、係員から指示及び承認等を受けた事項で重要なものは、速やかに文書にして係員の認印を受けるものとする。

1.1.4

疑義

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、係員と協議する。

1.1.5

軽微な変更

現場のおさまり、取合せ等の関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更し、あるいはこれらによって取付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、係員の指示によって行う。この場合における請負金額の増減又は工期の延長は行わない。

1.1.6

工程表及び

施工に先立ち、工程表を作成し係員の承認を受け、必要に応じ仮設建物、足場、栈橋、工事用機械器具設備、材料置場等についての施工計画を作成

し、係員の承認を受ける。

1.1.7

施工図及び型板

施工上必要な図面及び型板は遅滞なく作成し、係員の承認を受ける。

1.1.8

材 料

(1) 検査

仮設工事用の材料及び特に記載されたもの以外はすべて新品とし、係員の検査を受け、合格したものを使用する。

(2) 見本

係員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等はあらかじめ見本を係員提出して承認を受ける。

(3) J I S 及び J A S の規格品

ア 設計図書において J I S によると指定された材料は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）による登録認証機関(以下「登録認証機関」という。)において J I S マークの表示を認められたもの又は標章（J N L A マーク等）付試験報告書の添付されたものとする。

イ 設計図書において日本農林規格（J A S）によると指定された材料は、J A S マークの表示のあるもの又は J A S の規格証明書の添付されたものとする。

ウ J I S 又は J A S が改正された場合は、工事期間中において改正された場合を除き、当該改正 J I S 又は J A S に読み替える。

(4) 試験

ア 材料試験の供試体は係員立会いの上で採取し、封印又は検印を受け、係員の認める試験所で試験を行い、その成績書を提出し、承認を受ける。ただし、特記仕様書に指定された材料については、成績書の提出を要しない。

イ この仕様書で試験を規定されていない材料についても、係員が特に必要と認め指示するときは試験を行う。

(5) 検査又は試験の基準

検査又は試験は、J I S 及び J A S を基準とし、これらの規格の制定のないものについては仕様書の該当各項目又は係員の指示による。

(6) 検査又は試験に要する費用

検査又は試験に直接必要な費用は、すべて請負者の負担とする。

(7) 検査又は試験後の処置

検査又は試験終了後合格した搬入材は、指定の場所に整頓して保管し、不合格品は直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入して工事進捗に支障を来たさないようにする。

1.1.9

施工の検査

(1) 検査

各工事は、あらかじめ係員の指定する工程に達したときに検査を受け、合格承認の上次の工程に移る。施工後に検査が困難な工事は、その施工に当たり係員の立会いを受ける。

(2) 見本

係員の指示する工事は、実施に先立って施工見本を作成し、承認を受ける。

1.1.10

別途工事

別途工事は、補助事業者の負担により実施する工事であり、関係者は相互に協議の上遺漏のないよう円滑な進捗を図る。

1.1.11

官公署その他への手続

本工事施工に必要な官公署その他への手続は、遅滞なく行う。ただし、諸手続に要する費用は、一切請負者の負担とする。

1.1.12

工事場内管理

工事場の管理は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）その他関係法令等に従い、遺漏なく行い、労務者その他の出入りを監督し、風紀衛生を取り締り、火災、盗難その他の事故防止に十分注意をなし、常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、残材、不要材は直ちに場外に搬出する。

1.1.13

災害防止その他

(1) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）その他関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

ア 第三者に災害を及ぼしてはならない。

イ 公害の防止に努める。

ウ 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、係員と協議する。

(2) 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を係員に報告する。

1.1.14

下請人

現場代理人は工事下請人を決定するときは、あらかじめ係員に申し出てその承認を受ける。

1.1.15

工事に関する
報告

現場代理人は、工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告、補助事業者との打合せ記録及び係員の指示する所定の書類等は遅滞なく係員に提出する。

1.1.16

手直し

工事中又は完成後の検査により施工上の手落ち又は不良箇所が認められたときは、指定の日時までには請負者の費用負担で手直しを行う。

1.1.17

跡片付け

工事完成に際しては、建築物等の内外の跡片付け及び清掃をする。

1.1.18

養生

工事中に未使用材料、施工済み部分、既存部分及び道路等に対し、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生する。

1.1.19

工事写真

- (1) 施工に先立って施工箇所各部分及びその周辺の現況写真並びに原板を提出する。
- (2) 施工後見隠れ等になる部分、工事過程及び完成時の写真並びに原板を提出する。
- (3) 写真及び原板は、係員の承認を受けてその一部を省略することができる。
- (4) 写真の枚数及び大きさは、特記による。

1.1.20

請負者業賠償
責任保険

請負者は、工事請負契約後速やかに請負業者賠償責任保険に加入する。

- (1) 請負業者賠償責任保険金
保険金は請負者の負担とする。
- (2) 保険期間
保険対象物件の工事着手日を始期とし、工事目的物の引渡予定日を終期とする。
- (3) 被保険者
保険契約者(請負者)を被保険者とするが、工事目的物及び所有者の財産等の損害が生じた場合の保険金受取人を工事目的物の所有者とする旨明記しなければならない。

1.1.21

提出書類

請負者は、下記所定の書類を遅滞なく係員に提出する。

- (1) 契約締結日より1週間以内
 - ア 工事費内訳明細書 2通
 - イ 現場代理人届及び同人経歴書 2通
 - ウ 主任技術者届及び同人経歴書 2通
 - エ 工事請負契約書 (写) 1通
 - オ 工程表 2通

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| カ | 着工届 | 2通 |
| キ | 請負業者賠償責任保険等契約書 (写) | 1通 |
| ク | 使用材料一覧表及び製造所名 | 1通 |
| (2) | 毎日 | |
| ア | 各職人の出面表及びその仕事の内容の概要並びに天候等 | 1通 |
| (3) | 完成の場合 | |
| ア | 工事完成届 | 2通 |
| イ | 引渡書 | 2通 |
| (4) | 設計変更の場合 | |
| ア | 変更見積内訳書 | 2通 |
| イ | 変更内容を示す図面、仕様書 | 2通 |
| ウ | 変更工程表 | 2通 |

1.1.22

防音効果等の測定に対する協力

工事中又は完成後に地方防衛局、補助事業者又は設計監理者が防音効果及び換気その他の設備の効果の測定を行う場合は、請負者はこれに協力しなければならない。

1.1.23

取扱い等に関する説明

請負者は、工事完成後に補助事業者に対し、本工事により施工した建具及び空調機器等の取扱い・手入れ等の説明を行う。

1.1.23

単 位

- (1) S I 単位は、次による。
 - ア 質 量：kg、ton 等で表記する。
 - イ 力：N、kN 等で表記する。
 - ウ 強度、応力：N/mm²、MPa 等で表記する。
- (2) 非 S I 単位は、次による。
 - ア 重 量：kg、ton 等で表記する。
 - イ 力：kg f、tonf 等で表記する。
 - ウ 強 度、応力：kg f/cm²、tonf/m²等で表記する。
- (3) S I 単位と非 S I 単位とが併記されている場合は、{ } 内を S I 単位とする。
- (4) S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が { } に示されたものと異なる場合は、係員と協議する。
- (5) 数式等に単位表示が含まれる場合で、S I 単位が併記されていない場合は、S I 単位の適用後も非 S I 単位で使用する。
S I 単位の適用に伴い非 S I 単位の重量は、質量と読み替える。

2 章 木 工 事

壁及び天井下地

2.1.1

- 工 法 (1) 工法は、表 2.1.1 による。ただし、内装材を直接取り付ける壁胴縁及び野縁の取付け面は、機械かんな 1 回削りとする。
- (2) 造作材の仕口、おさまりその他は係員の承認を受ける。
- (3) 板釘打ちは両端 2 本以上とするが、特に広幅板（180 mm 以上）のものは 3 本以上とする。

表 2.1.1 壁及び天井下地の工法

| 名 称 | 工 法 | |
|-------|-------|--|
| 壁 胴 縁 | 断面寸法 | 24×90/2(mm)程度 同上の板継ぎ位置の胴縁は 24×90(mm) |
| | 間 隔 | 縦、横とも 455 mm 内外 |
| | 取 付 け | 柱、間柱に欠き込み又は添え付け、釘打ち。 添付けの場合は、柱、間柱と胴縁との隙間には飼木を当てて釘打ち |
| | 化粧目地 | 化粧目地となる部分は、胴縁又は裏当て材にあらかじめ仕上げ塗装又はテープ張りを行った後、仕上げ材を張り付ける。 |
| 野 縁 | 断面寸法 | 45×45(mm) |
| | 継 手 | 野縁受け桟との交差箇所を避け、乱に両面添板当て、釘打ち。 |
| | 間 隔 | 455 mm 内外 |
| | 取 付 け | 下端そろえ 455×455(mm)の格子組とし、釘打ち組固め。 |
| | 化粧目地 | 壁胴縁の化粧目地による。 |
| 吊 木 | 断面寸法 | 45×45(mm) |
| | 間 隔 | 910 mm 内外 |
| | 取 付 け | 吊木受けに添え付け、釘打ち。 下部は、野縁に添え付け、釘打ち。 |
| 吊木受け | 断面寸法 | 45×105(mm) |
| | 間 隔 | 910 mm 内外 |
| | 取 付 け | 小屋ばりに乗せ掛け、釘打ち。 床ばり等の側面に受木取付け、乗せ掛け釘打ち。 |

| 名 称 | 工 法 | |
|------------------------------------|---|--|
| プラスター 塗り壁下地 (ラスボード 張りの場合) | 材 料 | ラスボードは JIS A 6901(せっこうボード製品)に 準ずる石こうラスボード厚さ 7 mm以上とする。 |
| | 取 付 け | ボード周囲の両端を押さえ、間隔は周辺部 100 mm 程度、中間部 150 mm程度にせっこうボード用釘打 ち。 |
| 壁及び天井 開口部の補強 | 設計図書に表示されている照明器具、ダクト吹出し口、壁、 天井改め口等の開口部は、間柱、野縁等と同材を用いて補強 する。 | |

3章 左官工事

1節 モルタル塗り

3.1.1

かき落とし、
粗面仕上げ

- (1) 材料は、花こう岩、大理石、鑄砂利等の色砂利、川砂、セメント、白色セメント、消石灰、ドロマイトプラスター、顔料、防水剤等から選ぶ。なお、セメントの容積は、骨材を除いたプラスター、顔料等の容積より多くなければならない。
- (2) 中塗りまでは、標準仕様書左官工事のモルタル塗りの下塗り及び中塗りにより、その上に(1)の材料を厚さ6mm以上に塗り、水引き具合を見計らい、こて、金ぐし等でむらなくかき落とし、仕上げる。
- (3) 既調合材料を使用する場合は、特記製造所の仕様による

3.1.2

防水モルタル
塗り

- (1) この項は、防水剤を混入したモルタルで防水上軽易な箇所に適用する。
- (2) 防水剤は、特記製造所の製品とする。
- (3) モルタルの調合は、容積比でセメント1：砂2とし、防水剤の使用法は、製造所の仕様による。
- (4) コンクリート面に施工する場合は、コンクリートの不良箇所をはつり取って、防水モルタルで補修し、モルタルの硬化後、標準仕様書左官工事のモルタル塗りの下地処理を行う。
- (5) 防水モルタルは、材料を正確に計量し、十分に練混ぜたものとする。塗付けは、厚さ15mmをこてで入念に押さえて行う。壁の場合は、2回に分けて塗付ける。

2節 しっくい塗り

3.2.1

材 料

- (1) 消石灰は、JIS A 6902（左官用消石灰）による。
- (2) 貝灰は、JIS A 6902（左官用消石灰）の上塗り用2級の規定による。
- (3) 砂、水は、標準仕様書左官工事のモルタル塗りの材料による。
- (4) 角又、銀なん草類は、適度に乾燥させた肉厚上品で不溶解分が重量で25%以下のものとする。
- (5) すさ類
 - ア 生浜すさ、白毛すさは、繊維強じんで、きょう雑物なく乾燥十分で、節及び固まりをもみ解いた良質のものとする。
 - イ 紙すさは、きょう雑物のない繊維強じんなものとする。
- (6) 下げおは、乾燥十分で強じんな青麻の類を用い、壁用は長さ700mmで100本の重量130g、ちり回り用は長さ350mmで100本の重量65gのものを、それぞれ2つ折りとし、長さ18mmの垂鉛めっき釘に結びつけ

たものを標準とする。

3.2.2

調 合 調合は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 調合（消石灰、砂は容積比）

| 塗 層 | 消石灰 | | | 砂 | 角又、又は 銀なん草 (消石灰 20 kgにつき) (g) | す さ (消石灰 20 kgにつき) (g) | | | 角又、又は銀 なん草 1 kg当 り最大水量 (ℓ) <斗> |
|------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----|---|------------------------------|----------|----------|---|
| | 下 塗 用 | 上 塗 用 二 級 | 上 塗 用 一 級 | | | 白毛 すき | 上浜 すき | 生浜 すき | |
| | | | | | | | | | |
| 下 塗 | 1 | — | — | 0.1 | 1,000 | 900 | — | — | 26 <1.5> |
| むら消し | 1 | — | — | 1 | 900 | 800 | — | — | 26 <1.5> |
| 中 塗 | — | 1 | — | 0.5 | 700 | 700 | — | — | 30 <1.7> |
| 上 塗 | — | — | 1 | — | 500 | — | 400 | — | 40 <2.2> |

- (注) 1. 消石灰の場合は、水で堅練りに練って4時間以上おいたものに、
使用時適度に加水して、よく練って使用する。
2. 貝灰を使用する場合は、消石灰6：貝灰4(容積比)を標準とする。
3. 上塗りに着色する場合の顔料は、消石灰5%(重量比)以下とする。
4. 上塗りの消石灰は、ドロマイトプラスターを代用することができる。

3.2.3

工 法 既存、しっくい塗りの上塗りのみをていねいに、かき落とし、滑かえしの上
に上塗り施工を行う。上塗りは必ず下付けを行ってから上付けし、こてむ
らなく入念に仕上げる。

3 節 繊維壁塗り

3.3.1

- 材 料 (1) 繊維壁材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)の規格品とする。
(2) 種類は、内装水溶性樹脂系薄付け仕上塗材(内装薄塗材W)とする。

3.3.2

下 地 繊維壁塗りの下地は、原則として標準仕様書左官工事のせっこうプラスター
一塗りの工法によるせっこうプラスター中塗り面とし、仕上げ塗りに支障の
ない程度に乾燥させる。

3.3.3

- 工 法 (1) 材料の練混ぜ
ア 容器に製造業者が指定する量より少なめの水を入れ、ポリマーデ
ィスパーションを使用する場合は、これを混合した後、製品包装の
全量をよくほぐしながら加え、さらに残りの水を加え均一になるよ
うに練り混ぜる。

イ 水量・混練方法及び練混ぜ後の放置時間は、製造業者の仕様による。

ウ 色変わりを防ぐために、繊維壁材は施工途中で不足することのないよう、使用量よりやや多目に練り混ぜておく。

(2) こて塗り

ア こて塗りは、下地が見えない程度の塗り厚に仕上げる。

イ こて塗りは、塗付け途中で繊維の固まり等ができたときはこれを除き、塗り見本の模様と等しくなるよう塗り広げる。仕上げは水引き具合を見て、上質の仕上げごてを水平に通し、返しごてをせずにこてむらを取る。ただし、その際に押さえすぎないように注意する。

3.3.4

そ の 他

塗り作業は、乾燥した日を選んで行い、仕上げ塗り後は通風を与えてなるべく早く乾燥させる。

4章 建具工事

4.1.1

性能 1節 性能

建具は、表 4.1.1 の性能を有するものとする。なお、音響透過損失の試験は、JIS A 1416（実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法）の規定によるものとし、試験に先立ち開閉確認を行う。

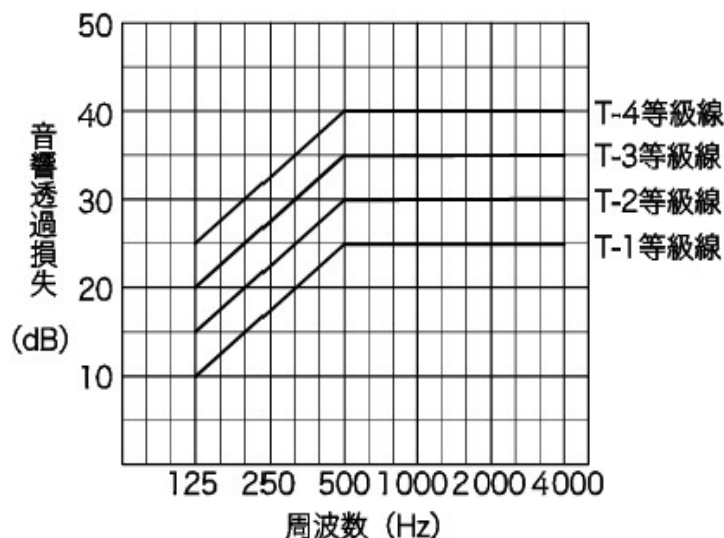
表 4.1.1 建具の性能

| 区 分 | | 工 法 | |
|------|------|--|----------------------------------|
| | | L I 工法 | L II 工法 |
| 遮音性 | 居 室 | T-2 かつ $Rm(1/3)$ が 28dB 以上であること。 | T-1 かつ $Rm(1/3)$ が 25dB 以上であること。 |
| | 居室以外 | T-1 かつ $Rm(1/3)$ が 25dB 以上であること。 | $Rm(1/3)$ が 20dB 以上であること。 |
| 耐風圧性 | | JIS A 4706（サッシ）又は JIS A 4702（ドアセット）に規定する耐風圧性の等級 S-3 とする。 ただし、玄関建具にあつては等級 S-2 とする。 | |
| 気密性 | | JIS A 4706（サッシ）又は JIS A 4702（ドアセット）に規定する気密性の等級 A-4 とする。 | |
| 水密性 | | JIS A 4706（サッシ）又は JIS A 4702（ドアセット）に規定する水密性の等級 W-4 とする。 ただし、玄関用建具については、適用しない。 | |

※ $Rm(1/3)$: JIS A 1419-1 付属書 2 によって、100Hz から 2,500Hz の 1/3 オクターブバンドの中心周波数における音響透過損失を算術平均し、小数点第二位で四捨五入した整数値。

※ ただし、耐風圧性、水密性については、立地条件及び高さ等により適切な等級とする。

図 4.1.1 遮音等級線（日本産業規格 JIS A 4706:2015 サッシ）



4.1.2

変形試験

木造に設置する硬質ポリ塩化ビニル製建具以外の引違い窓（玄関用建具を除く）については、表 4.1.2 に規定する試験体を変形試験用装置に装着し、変形前（初期性能）に加え、左右両方面の上枠面内水平変形（変形量 6mm）及び下枠面内垂れ下がり変形（変形量 3mm）をそれぞれ確認した後、クレセントが円滑に開閉するよう戸車等の調整を行い、4.1.1 に規定する音響透過損失の試験をそれぞれ実施し、遮音性に関する同表の性能を有するものとする。

ただし、LII 工法における居室以外（居室と間仕切られていない場合を除く。）の建具の場合及びグレモンハンドル等に連動した引付け装置によって固定させる気密機構を有する建具の場合は変形試験を要しない。

表 4.1.2 試験

| 区分 | 二枚引違い | 四枚引違い |
|-----|--|--------------------------------|
| 寸法 | 内法基準寸法 Wn:1,600mm×Hn:1,720mm | 内法基準寸法 Wn:2500mm×Hn:1,720mm |
| 構成等 | 1. 鋼製コンクリート枠と試験体サッシを取り付けた木製枠によって構成する。 2. 試験開口部と試験体との隙間はパテ等で塞ぐ。 3. 使用する試験体は、原則 1 体とする。ただし、残留歪みが懸念される場合は、複数体使用しても差し支えない。 | |

試験体の製作範囲は、内法基準寸法±100 mm程度とする。

2節 アルミニウム製及び樹脂複合建具工事

4.2.1

材 料

- (1) アルミニウム材
 - ア アルミニウム押出型材は、JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材）の A 6063S で、原則として製作所が通常使用している既製の断面のものとする。
 - イ アルミニウム板は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金板及び条）による。
 - ウ 表面処理は、JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金板の陽極酸化塗装複合被膜）による。
- (2) その他の材料
 - ア 補強材、力骨、アンカー等は、鋼製又はアルミニウム合金製とする。鋼製のものは、亜鉛めっきを行う等の接触腐食の防止処置を行ったものとする。
 - イ アルミニウムに接する小ねじの類は、JIS G 4308（ステンレス鋼線材）の SUS305 又は XM7 とする。
 - ウ 気密材は、十分な耐久性を有し使用箇所に適したものとする。
なお、すれ合う部分、振止め、戸当たりの類は、原則としてポリアミド製とする。

4.2.2

加工及び組立

- (1) 産業標準化法による登録認証機関が認証した製造業者等の製造工場又は ISO9001 を取得した工場において加工され、メーカー認定の工場等において組立されたものとする。
- (2) アルミニウム材がアルカリ性材料に接する箇所には、耐アルカリ性の塗料を塗布する。ただし、4.2.1(1)ウは除く。
- (3) 組立ては、形状寸法、取合い等を正確に行う。特に、雨仕舞い及び開閉具合に注意する。
- (4) 枠、くつずり、水切り板等のアンカー間隔は、建具に相応したもので 500 mm 以下とする。
- (5) 雨水浸入のおそれのある接合部には、その箇所に応じた合成ゴム系のシーリング材又はシート状に成形したシーラーを用いて漏水を防ぐ。
- (6) 水切り板、ぜん板等を取り付ける場合は、特記による。
- (7) 水切り板と下枠との取合いには、建具周囲と同一のシーリング用材料を用いる。
- (8) (1)から(7)以外は、JIS A 4706（サッシ）又は A 4702（ドアセット）の規定に準拠する。

4.2.3

取 付 け

- (1) 木造に取り付ける場合は、窓まぐさ、窓台、方立等に、ブチルシート又は発泡塩化ビニルシート等をクッションにしてビス又は釘により堅固に留めつける。

玄関用建具の取付けは、下枠下がりを防止するため、必要に応じて建具取付枠を新設し、水平、垂直を確認した後に、建具を設置する。

- (2) 鉄筋コンクリート造に取り付ける場合は、下記による。

ア くさび飼い等により仮止めの後、アンカーをコンクリートに固定された鉄筋類又はホールインアンカーに溶接して取り付け、型枠を当てる等して、枠廻りにモルタルを十分に充填する。また、やむを得ず既設建具枠を利用して取り付けの場合には、採光面積の減少、建具下枠の立上がり寸法等を十分検討の上、隠蔽される建具部分の防錆処置及び既設の建具枠との電触を防止するための処置を行い、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材等の材料を充填する。

イ 外部まわりは、くさび飼いのままモルタルを充填してはならない。

ウ くつずり、下枠等のモルタル充填の困難な箇所は、あらかじめ裏面に鉄線等を取り付けておき、モルタル詰め後、取り付ける。

エ 周囲充填用モルタルは調合（容積比）セメント 1：砂 3 とし、雨掛り部分は防水剤又は凍結防止剤入りモルタルとし、その他は標準仕様書左官工事による。ただし、塩化物を含む防水剤又は凍結防止剤を用いてはならない。

なお、モルタルに用いる砂の塩分含有量は、NaCl 換算で、0.04°/wt 以下とする。

- (3) 建具周囲のシーリング用材は、標準仕様書防水工事のシーリングによる。

- (4) 建具の荷重を支える現状の壁の強度を十分調査するとともに、壁構成材の補強を次のとおり行う。

ア 窓台下の間柱は、両端部と間隔 455 mm 程度に配置する。両端部は既存柱に添え付ける。

イ 間柱の固定は、接合金物（平成 12 年建設省告示第 1460 号第 2 号表第三（は）対応品）を用いる。

- (5) (4)以外の壁に著しく防音上有効な亀裂、隙間等がある場合は、必要な補修を行う。

4.2.4

施 工 図

設計図書に基づき原則として施工図を作成し、係員に提出して、承認を受ける。

4.2.5

そ の 他

- (1) アルミニウム合金製気密建具に取り付けられる網戸のモジュール寸法及び使用方法は、JIS A 4709（サッシ用網戸）に準拠する。ただし、外面納まりの可動式とする。
- (2) 網戸の網は、ステンレス、合成樹脂及びガラス繊維入り合成樹脂製とし、適用は特記による。ただし、特記がなければ合成樹脂製とする。

3 節 硬質ポリ塩化ビニル製建具工事

4.3.1

材 料

主要部材は、硬質ポリ塩化ビニル製のものとし、気密材は、十分な耐久性を有し使用箇所に適したものとする。

4.3.2

加工及び組立て

- (1) 登録認証機関が認証した製造業者等の製造工場又は ISO9001 を取得した工場において加工・組立されたものとする。
- (2) 建具の障子は、複層ガラス端部に接する水を排除できる構造とする。
- (3) 主要部材の接合は、強固に行う。
- (4) 付属部品は、主要部材への取付けが適切であること。
- (5) 組立ては、形状寸法、取合い等を正確に行う。特に、雨仕舞い及び開閉具合に注意する。
- (6) 雨水浸入のおそれのある接合部には、その箇所に応じた合成ゴム系のシーリング材又はシート状に成形したシーラーを用いて漏水を防ぐ。
- (7) 水切り板、ぜん板等を取り付ける場合は、特記による。
- (8) 水切り板と下枠との取合いには、建具周囲と同一のシーリング用材料を用いる。
- (9) (1)から(8)以外は、JIS A 4706（サッシ）又は A 4702（ドアセット）に準拠する。
- (10) 硬質ポリ塩化ビニル製建具の戸車及び丁番等の付属部品は、標準仕様書建具工事の建具用金物の規定に関わらず当該建具に適した製作所の指定する部品とする。

4.3.3

取 付 け

- (1) 建具は、窓まぐさ、窓台、方立等に、ブチルシート又は発泡塩化ビニルシート等をクッションにしてビス又は釘により堅固に留めつける。
- (2) 建具の形状の選定に当たっては、製作所の規格寸法により工事可能な建具を原則とする。
- (3) 外付け、半外付け及び内付け等の建具取付工法の選定は、現状の開口部寸法に極力満足するものを原則とする。
- (4) 建具の荷重を支える現状の壁の強度を十分調査するとともに、壁構成材の補強を次のとおり行う。

ア 窓台下の間柱は、両端部と間隔 455 mm程度に配置する。両端部は既存柱に添え付ける。

イ 間柱の固定は、接合金物（平成 12 年建設省告示第 1460 号第 2 号表第三（は）対応品）を用いる。

(5) (4)以外の壁に著しく防音上有効な亀裂、隙間等がある場合は、必要な補修を行う。

4.3.4

施 工 図 設計図書に基づき原則として施工図を作成し、係員に提出して、承認を受ける。

4.3.5

適 用 地 区 硬質ポリ塩化ビニル製建具は、北海道地区及び青森県地区の外部開口部に適用することができる。

4.3.6

そ の 他 (1) 硬質ポリ塩化ビニル製建具に取り付けられる網戸のモジュール寸法及び使用方法は、JIS A 4709（サッシ用網戸）に準ずる。
(2) 網戸の網は、ステンレス、合成樹脂及びガラス繊維入り合成樹脂製とし、適用は特記による。ただし、特記がなければ合成樹脂製とする。

4 節 養生、清掃及び管理

4.4.1

養生及び清掃 (1) 工場組立ての完了した建具は、合成樹脂加工紙、合成樹脂フィルム、防水紙、保護塗料等で養生を行う。
(2) 運搬中変形しやすいものは、鋼材等で補強するか又は木材等で荷造りして保護する。
(3) 取付けの場合に除去する養生材は、最小限とする。また、作業の状況に応じて適切な防護材を用いて、汚損、損傷等のないようにする。
(4) モルタル、プラスター、パテ、塗料等が建具の見掛かり面に付着した場合は、直ちに除去する。

4.4.2

管 理 (1) 建具は、取付け完了まで、製作所に十分管理させる。
(2) 製品は、製作所による社内検査を行い合格したものとし、必要に応じて検査成績書を係員に提出して、承認を受ける。
(3) 施工後、建具の性能及び機能が満たされるよう調整、確認を行う。

4.5.1
材

5 節 ガラス
料

建具に使用する複層ガラス構成は、表 4.5.1 による。
ただし、防火設備の場合はこの限りでない。

表 4.5.1 仕様区分における厚さ

| 区 分 | L I 工法 | L II 工法 |
|---------|--|-----------------------------|
| 居 室 | ガラス総厚 10 mm以上 空気層 12 mm以上(防火仕様 のためガラス厚が増加する 場合は、その分を減じるこ とができる。) | ガラス総厚 8 mm以上 空気層 10 mm以上 |
| 居 室 以 外 | ガラス総厚 8 mm以上 空気層 10 mm以上 ただし、玄関用建具はガラ ス総厚 6 mm以上(1枚あた りのガラス厚は 3 mm以上と する。)とし、空気層厚の 規定は設けない。また、単 板(5 mm以上)とすることも 可。 | 1枚あたりのガラス厚は 3 mm以上とする。 |

※ガラス構成は同厚ガラスをさける。

※3層以上の構成は使用できない。

※空気層にクリプトンガスは使用できない。

5章 内外装工事

合板、吸音材、石こうボード及びその他

5.1.1

一般事項

- (1) 本章の壁、天井の下地及びその他木工事部分については、2章及び標準仕様書木工事を適用する。
- (2) 特記により防火材料の指定がある場合で、本章以外の必要事項は別に特記する。
- (3) 内装材料は、あらかじめ見本品を係員に提出して、材質形状、寸法、色合い及び仕上げ等につき承認を受ける。

5.1.2

材 料

- (1) 特殊合板
特記がなければ、天然木化粧合板は壁及び天井用は厚さ 4.0 mm、床用は厚さ 12 mmとし、特殊加工化粧合板は、壁及び天井用は厚さ 3.8 mm、床用は厚さ 12 mmとする。
- (2) 吸音材
 - ア ロックウール吸音材は、JIS A 6301（吸音材料）の規格品とし、種類は、ロックウール吸音フェルトとする。
 - イ グラスウール吸音材は、JIS A 6301（吸音材料）の規格品とし、種類は、グラスウール吸音フェルト（16K）とする。
- (3) 普通硬質せっこうボード
普通硬質せっこうボードは、JIS A 6901（普通硬質せっこうボード）に準じた比重 1.2 の製品とする。

5.1.3

工 法

普通硬質せっこうボードは野縁にドリリングタッピンねじ留付けとし、紙及びクロス張り下地となる場合は、継目、ねじ穴等はパテかいして平らに仕上げる。また、必要な場合は、下地材の継目部に寒冷紗幅 100 mm程度を張り付ける。

ドリリングタッピンねじは、ボード厚より 30 mm以上長いものとし、留付け間隔は 150 mm程度とする。

6章 換気設備工事

1節 換気設備機器

6.1.1

居室用換気装置

居室用換気装置の仕様、判定基準及び試験方法は、原則として表 6.1.1 によるものとする。

表 6.1.1 居室用換気装置（熱交換型・熱交換排湿型）の仕様、判定基準及び試験方法

| 項目 | 判定基準 | 試験方法 |
|----------------|--|----------------------|
| 有効換気量 | 強運転時における有効換気量 | JIS B 8628 の当該事項による。 |
| 温度交換効率 | 強運転時において50%以上 | JIS B 8628 の当該事項による。 |
| 単位面積基準化音響透過損失値 | 中心周波数 500Hz 【L I 工法】 (居室) 非 R C 造：24dB 以上 R C 造：18 dB 以上 (居室以外) 非 RC 造：19 dB 【L II 工法】 (居室) 非 RC 造：17 dB 以上 | JIS A 1416 の当該事項による。 |

1. 運転方式は、手動とする。
2. 熱交換排湿型は、除湿を目的とした、ドレン処理機能を有すること。
3. 単位面積基準化音響透過損失値については、公的試験所等の試験結果によるものとする。

6.1.2

防音フード

自然給気口に設置する防音フードは、500Hz における単位面積基準化音響透過損失 100φ の場合、28dB 以上、150φ の場合 25 dB以上の遮音効果があり、圧力損失係数が 5.0 以下の装置を使用することとする。ただし、機械式換気装置等に防音フードを設置する場合は、防音フードを設置した状態で、必要換気量を確保すること。

2節 取付け、その他

6.2.1

取 付 け

- (1) 換気装置及びそのダクトは、壁面、天井面又は建具等に隙間なく取り付け、外部に接する部分は、防水に十分留意して施工する。

- (2) 天井内にダクトを設置する場合は、運転時振動等により騒音を発しないよう、天井内のスラブ、その他の構造体に堅固に固定する。

6.2.2

運 転 試 験

換気設備機器は、取付け後、運転試験を行い、異常振動又は異常騒音を発しないことを確認する。

6.2.3

塩害等の自然損耗 による腐食防止

塩害等による腐食が予想される地域においては、屋外に露出する金属部分に所要の防錆措置を施すほか、設置位置について配慮する。

7 章 冷暖房設備工事

1 節 一般事項

7.1.1

仕様機器及び
材 料 の 検 査

検査及び試験の基準は、本仕様書並びに設計図書等の当該記載事項又は日本産業規格（JIS）又は空気調和衛生工学規格（SHASE-S）に準拠する。

2 節 機器仕様

7.2.1

機 器 仕 様

(1) 設計計画基準 1 章 3 節 1.3.2(1)の冷暖房設備機器の暖房機については、JIS S 2031（密閉式石油ストーブ）により、冷暖房機については、JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）による。

(2) (1)の機器の仕様は、原則として表 7.2.1(a)及び表 7.2.1(b)による。

表 7.2.1(a) 暖房機器（灯油焚密閉式石油ストーブ）の仕様

| 項 目 | 機 器 仕 様 |
|--------------|--|
| 暖 房 能 力 | 設計計画基準 1.3.2 冷暖房計画 (6) 参照 |
| 点 火 方 法 | 自動 |
| オイルタンク | 500ℓ未満 (機器本体と分離するものは、JIS S 3020 による。) |
| 燃 料 | 灯油 |
| 自 動 装 置 | タイマー等 |
| その他各性能 全般 | JIS S 2031 による。 |

表 7.2.1(b) 冷暖房機器の仕様

| 項 目 | 機 器 仕 様 |
|--------------|---------------------------|
| 冷 暖 房 能 力 | 設計計画基準 1.3.2 冷暖房計画 (6) 参照 |
| 自 動 装 置 | タイマー等 |
| 型 式 | 原則として壁掛型 |
| その他各性能 全般 | JIS C 9612による。 |

(3) 冷暖房機器等のエネルギー消費効率

冷暖房機器等のエネルギー消費効率については、「エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）に示された区分ごとの通年エネルギー消費効率等を下回らないこと。

3節 取付け、その他

7.3.1

取 付 け

(1) 屋内機

屋内機は、室内空気循環上良好な場所に据え付ける。据付けに際しては、壁材に据付け板及び棧等を堅固に取り付け固定する。

(2) 屋外機

ア 屋外機は、放熱（吸熱）効果及び維持管理等を考慮した場所に据え付ける。

イ 据え付けに当たっては、必要に応じ標準仕様書コンクリート工事によるコンクリート等の基礎及び架台等に堅ろうに固定する等して、振動横転等生じないこと。また、据付け位置は、浸水のおそれのない場所を選定する。

(3) 冷媒管等

冷媒管の配管においては、必要最小限の長さにより外観上周囲の壁及び天井等と調和するよう努め、冷媒管を養生する管については、特記による。

7.3.2

運転試験

冷暖房設備機器は、取付け後、運転試験を行い、異常振動又は異常騒音を発しないことを確認する。

7.3.3

塩害等の自然損耗 による腐食防止

塩害等による腐食が予想される地域においては、屋外に露出する金属部分に所要の防錆措置を施すほか、設置位置について配慮する。